

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23005

令和5年6月14日

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（本申請） コメント対応整理表（R5/6/14）

○4月11日コメント

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
1	【図面関係】 本申請と設工認時で設備、建物名称が変更されているものがあれば説明すること。	保安規定では建物、部屋、設備・機器等の名称は設工認申請書に記載したものと整合させる方針としている。また、管理区域図といった建物や部屋の配置を示す図面についても、従来までの図面をより詳細化した設工認の図面に基づくものとする方針とし、補正申請にて図の修正等の対応を行う。これらの方針を示す参考資料1-3において、図表中の部屋名称が設工認申請書で示した名称と異なるものがあつたため、設工認申請書における名称に適正化し、資料を再提出する。	—
2	【核的制限値関係】 核的制限値の項目について、許可で記載されているが保安規定で記載のないものについて理由を説明すること。	保安規定別表4における制限値については、実際に当該設備を運転する際に取り扱う核燃料物質の管理状況を規定することとし、設工認申請書仕様書の記載を踏まえて適切に見直す。	—
3	【記載の適正化関係】 変更理由（3）「記載の適正化」としているもののうち、誤字の訂正以外のもので変更理由を説明すること。 また変更理由（1）について過去の審査時の修正と思われるものもあるので合わせて説明すること。	補正申請にて、変更理由の記載を整理し、誤字の訂正以外の「記載の適正化」について、その変更理由が明確となるよう修正する。 また、過去に事業変更許可申請を受けて変更した記載を一部修正する場合等、設工認の工事を伴わない変更についても、変更理由（1）「加工事業変更許可申請書を踏まえた変更」と整理していたがこれを見直し、併せて補正申請において対応する。	—
4	【下位規定関係】 許可で記載されている内容のうち、保安規定に記載されずに下位規定で定められているものについて資料上で読めないものがあるので、資料を充実させること。	事業許可／設工認の要求事項に対して、これに対応するために管理すべき項目については保安規定に記載し、管理の具体的な手順等については下位規定を含めた保安規定の文書体系の中で定める方針としている。したがって、保安規定に記載せずに下位規定で定めているものについて、その対応が読めるように、参考資料1-1、参考資料1-2の下位規定に定める内容を示す記載を追加する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
5	<p>【設計想定事象関係】 保安規定の添付、設計事象の発生時の手順について、許可での記載との整合性について、詳細に説明すること。</p>	<p>保安規定 添付 1 では、事業変更許可申請書に記載した設計事象の発生時の手順と整合がとれた手順を定めている。 ただし、以下に示す事項について、保安規定の記載を見直し、補正申請において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書に示した内部火災に関する対策から、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させるのは環境安全部長とし、一方、火災が進展し非常時体制（緊急対策本部の設置）を取った場合の粉末消火器による消火の継続又は水消火設備による消火活動への切り替えを指示するのは所長とする整理をしている。現行の保安規定の記載では、事象の進展による主体の変更が明確となっておらず、実行性の観点から十分な記載となっていない。 <p>そのほか、同様の観点で保安規定の記載を確認し、適切なものに見直す。</p>	—

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23006-1
 令和5年6月14日
 原子燃料工業株式会社
 熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（本申請） コメント対応整理表（R5/6/14）

○4月28日コメント

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
1	<p>申請書（p50） 第33条について、「有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策」との記載があるが具体的にどのような対策をとるのか。 また、第74条についても同様。</p>	<p>●第33条 当初申請において、保安規定第33条第5項に定めることとしていた「有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策」については、第33条第1項第6号に記載箇所を変更したうえで、「第2-2領域の」並びに第2-7領域の」において、核燃料物質を取り扱わないこと」を操作員に遵守させる旨の記載に修正し、補正申請する。 また、参考資料にて、上記の具体的な対策として当該領域で核燃料物質の取り扱いをしないことを操作員に遵守させる旨、下位規定に定めていることを説明する。</p> <p>●第74条 当初申請において保安規定第74条第2項に定めることとしていた「有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策」については、「流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクに、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じる」旨の記載に修正し、補正申請する。 また、参考資料にて、上記の具体的な対策として流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクに注意掲示や蓋をする等の措置を講じる旨、下位規定に定めていることを説明する。</p>	—
2	<p>参考資料1-1（p30） No.10-11「情報システムセキュリティ計画を定める。」との記載について、加工規則第9条第1項8号では核物質防護規定で定めるべき内容として情報システムセキュリティ計画を定めることとしているが、保安規定においても情報システムセキュリティ計画を定める旨を記載する理由は何か。また、妨害破壊行為等の脅威に対応するための措置についても同じ。</p>	<p>情報システムセキュリティ計画を定めること及び妨害破壊行為等に対応するための措置を講じることについては、核物質防護規定で定めるものである一方、加工事業変更許可申請書において、加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する考慮として記載した事項への対応でもあるため、保安規定第46条の2及びこれに基づく下位規定に定めて管理すべきものであると整理している。</p>	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
3	<p>申請書全般</p> <p>新旧対照表の変更の理由において(1)加工事業変更許可申請書を踏まえた変更としている箇所について、事業者の整理を示すこと。</p>	<p>変更の理由については、工事等を伴う安全対策等の反映を行うものを(1)加工事業変更許可申請書を踏まえた変更とし、過去に事業変更許可申請を受けて変更した記載を一部修正する場合等、設工認の工事を伴わない変更については(3)記載の適正化とする。</p> <p>上記整理に基づき、記載を見直し補正申請する。</p>	—
4	<p>申請書 (p188)</p> <p>添付1 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 14 「建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルート」と記載されており、加工事業変更許可申請書に記載している屋内消火栓までのアクセスルートに関する記載が読めない。</p>	<p>保安規定の添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項のうち、1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 第14項の「建物外から第2加工棟へのアクセスルート」の文言を「建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート」に修正し、加工事業変更許可申請書の記載と整合した記載とし、補正申請する。</p>	—
5	<p>参考資料1-1 (p26)</p> <p>No. 9-33 危険物量及び高圧ガス量の貯蔵量について、下位規定を含め、量を制限する管理とすることが読めない。</p> <p>下位規定には許可における評価で用いた数値は記載しないのか。</p> <p>また、現状の保安規定の表現では貯蔵量を変えないとの記載となっているが、最大貯蔵量を超えない等、記載を適切に見直すこと。</p>	<p>No. 9-33 で説明している敷地内に入構する車両に対して運搬する危険物量及び高圧ガス量を制限することについて、制限値を下位規定に定める旨、参考資料1-1のNo. 9-33に説明を追記する。</p> <p>併せて No. 9-38 で説明している危険物施設及び高圧ガス施設における貯蔵量の管理についても同様に、外部火災影響評価に用いた値を敷地内の危険物施設及び高圧ガス施設の最大貯蔵数量 (制限値) として下位規定に定めることを、参考資料1-1のNo. 9-38に説明を追加する。</p> <p>また、保安規定添付1 2. 設計想定事象の発生時 (外部火災) の手順書の整備第7項は、危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設について、その配置を遵守すること及びその貯蔵量を制限することを定めるものであるが、参考資料1-1に示した現状の保安規定の表現は適切でなかったため、これを見直し、補正申請に当たっては、当該記載を「危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を遵守する」旨の記載とする。</p>	—

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23012-1
 令和5年6月14日
 原子燃料工業株式会社
 熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（1回目補正） コメント対応整理表（R5/6/14）

○5月29日 審査会合コメント

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
1	<p>平成30年3月28日付け原規規発第1803284号をもって許可を受けた加工事業変更許可申請書で示したALARAの精神に係る規定については、既に第74条第2項前段で規定されている。今回、保安規定第74条第2項において追加された個別詳細な対応「第1種管理区域内の流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。」の記載は、令和4年7月13日の原子力規制委員会にて報告された「ウラン加工事業者との意見交換会の結果の報告」を踏まえ、保安規定の条文で記載することが適切かどうか検討すること。</p>	<p>保安規定第74条第2項に追加した記載の取扱いを検討するために、令和4年7月13日の原子力規制委員会資料における「審査の考え方」を踏まえて、以下の観点で、施設の操作の説明に係る箇所を中心に、保安規定の条文に規定する内容を確認した。</p> <p>『当該施設が、当該施設により安全機能を担保するものであって、当該施設に関する仕様、性能等の基本方針に対して、保安規定の条文で記載することが適切かどうか。』</p> <p>【確認の結果】</p> <p>①第74条第2項に規定する管理事項は、放射性液体廃棄物の廃棄施設に求められる内容であり、流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクに対して直接的に求められるものではない。</p> <p>②第74条第2項以外に規定する管理事項では、上記①と同様の箇所は認められない。</p> <p>以上のことから、第74条第2項に追加した記載は過剰な記載であったため、次回補正申請にて保安規定の条文から削除し、当該記載に係る措置は下部規定にて定めることとする。</p>	—